

令和元年 6月21日

田辺市議会議長 安 達 克 典 様

会派名 清新会
代表者名 橘 智 史

出張（研修）報告書

下記のとおり出張（研修）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

報告書は別添のとおり

参加議員	橘 智史、北田 健治、柳瀬 理孝
期 間	令和元年6月5日 ～ 令和元年6月6日
実施場所 （研修会場、視察先、 相手方等）	経済産業省
活動の目的・内容 及び結果等	経済産業省視察（再生エネルギー関係）

【テーマ】

- FIT制度の見直しと再生可能エネルギー政策の再構築について
- 太陽光発電の地域共生に向けた取組について

【概要】

○平成23年の東日本大震災における原発事故以降、再生可能エネルギーの必要性が改めて認識され、国においてFIT制度の創設等の再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取り組みが進められてきた。特に太陽光発電は参入障壁が低く開発のリードタイムが短いことから急速に拡大しFIT認定容量の約81%を占めている。

本市においても、日照時間が豊富であるという地理的要件を背景に、太陽光発電設備が至る所で設置されるようになった。

しかしながら、太陽光発電設備にかかわって、市民から防災上の問題・景観・環境面での悪影響が指摘され、平成31年3月議会において太陽光発電設備設置に係る条例の必要性を議論し、現在においても継続審査事項となっている。

このようなことから、今後の再生可能エネルギー政策と太陽光発電の地域共生に向けた国の動向について理解を深めるため、再生エネルギー政策を推進する資源エネルギー庁において視察を行った。

【再生可能エネルギーの導入状況】

- 以前から開発が進んできた水力を除く再生可能エネルギーの全体の発電量に占める割合は、FIT制度の創設以降、2.7%（2011年度）から8.1%（2017年度）に増加し、水力を含めると16.0%を占めている。
- 我が国の面積当たり再生可能エネルギー導入量は、世界第8位、太陽光発電導入容量においては、世界第3位となっており、今や再生可能エネルギー導入先進国となっている。

【太陽光発電の課題】

- 大量の未稼働案件の存在

FIT制度が開始されてから、太陽光発電は急速に普及するにつれて、当初は高額だった太陽光パネルなどの設備設置コストも、だんだんと低減している。FIT認定を受けた事業用太陽光発電がつくる電気は、太陽光パネルの価格などをもとに設定されるため、太陽光発電コストが低減すれば、FITの調達価格も下落する。現在の調達価格は、FIT制度創設当初の半額以下となっており、これからも下落する見通しである。そのことから、FIT認定時の高い価格で電気を買取ってもらう権利をキープしながら、太陽光パネル

などの発電コストが下がるまで運転を待つという事業者が存在し、未稼働案件が懸念材料となっている。

※2012年度認定案件のうち、未稼働案件は351万kW（24%）（調達価格：40円/kWh）

2013年度認定案件のうち、未稼働案件は1,310万kW（50%）（調達価格：36円/kWh）

○景観・環境への影響

再生可能エネルギーの導入が進むにつれ、山林伐採による自然破壊や景観・環境への影響等をめぐり、立地地域において調整が難航する事案も顕在化してきた。

○防災面への影響

太陽光発電設備については、電気事業法に基づき、風荷重等に対し損壊しないよう強度の基準を定めているが、不十分な設計・施工・メンテナンスの事例が見受けられ、台風や豪雨等による損壊が発生し、破損した太陽電池モジュールによる感電等が懸念されている。また昨年（2013年）の西日本豪雨では神戸市において、傾斜地に設置された太陽光発電パネルが直下にある線路まで崩落し、山陽新幹線が一時運休するなど大きな問題となった。

○太陽光発電設備の事業終了による放置

事業期間の終了や固定買取価格の引き下げ等により太陽光発電施設設置者の経営悪化に伴う倒産等が急増し、太陽光発電設備が管理されない状態で放置されることへの懸念。

【課題解決に向けた自治体の動向】

○「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を制定

制定の背景 山林や急傾斜を開発する太陽光発電計画が増加し、防災面・環境面・景観面での悪影響について県民の不安が拡大している。

対象事業者 50kW以上の太陽光発電事業を行う事業者

主たる内容 知事の認定

県・市町村との協議

地元自治会への事業計画の説明

条例に反した事業者の「指名等の公表」



※その他多くの自治体において条例が制定された。

【田辺市での太陽光発電設備設置状況】

○市域の90%が山間部であるという地理的要件や送電線の送電容量の関係から「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の対象にならない50kW未満の発電設備を設置されることが多い。

【田辺市の動き】

○田辺市は、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを推奨する立場にあることから、当局は規制をかけることになりうる太陽光発電設備に関する条例の設置に対し消極的な姿勢をとっている。そのような中、平成31年3月議会において、市議会議員の一人から条例制定の提案があり、文教厚生委員会において、必要性の有無をはじめ、あらゆる観点から議論されたが結論は出ず、継続審議となっている。

【課題解決に向けた国の動向】

○太陽光発電未稼働問題については、2017年4月のFIT法の改正において、2017年3月末までに電力系統と接続契約を締結できていない案件は認定が失効になるとともに、FIT認定後3年が過ぎても発電を始めない場合は、その期限超過分だけ買取期間が短縮される等の措置が講じられた。また、2012年度～2014年度にFIT認定を受けた事業用太陽光発電（10kW以上）のうち、2016年7月31日までに接続契約を締結した未稼働案件についても、運転開始期限の設定と、運転開始のタイミングをふまえた適切な調達価格が適用されることになった。さらに2019年4月1日より前に着工申込みが受理されたものは、運転開始を1年と定め、それ以降に着工申込みが受理されたものは、最初の着工申込みの受理日から1年を運転開始期限とした。

○先述した改正FIT法では、FIT認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置を義務付け、遵守していない事業者に対し、必要に応じて口頭指導を行っている。

○条例を制定した自治体から、条例を遵守していない事業者がいるとの報告を受ければ、指導等の対応をしている。

○事業終了設備の撤去に係る基金の創設を検討している。



【所感】

我が国の持つ自然資源を活用した、再生可能エネルギーの主力電源化は推進されるべきであると考えますが、その普及に伴って様々な課題が生じているのも事実である。

国においては、FIT法の改正やガイドラインの策定等の改善策が講じられ、一定の成果は得ているものの、完全に解決したとは言い難い状況である。

県においては、「太陽光発電の設置に関する条例」が制定されたが、50kW未満の太陽光発電設備は対象になっておらず、故意的に小割するケースもあると聞き及んでいる。

また、各市町の地域事情もあり、50kW未満の太陽光発電設備に対して、県条例で一括りにすることは難しいという見解が示されていることから、市町村自治体によって対応せざるを得ないことを改めて認識したところである。

今後、国において、地方の現状を鑑み、新たなガイドラインの策定がなされるとのことであり、市議会においても、これら国や県の動向や地域住民の声を踏まえ、本市における太陽光発電設備に係る条例の必要性やその内容について精査し議論を深めていきたい。